

株券電子化に関するお知らせ

1. 上場会社の株券の電子化について

1. 制度概要

平成 21 年 1 月 5 日から上場会社は一斉に株券電子化制度へ移行いたします。株券電子化制度とは、上場会社の株券をすべて無効にし、上場株式の保有・売買等を証券会社等の口座における電子的記録と振替で行う制度をいいます。

株券をお持ちのまま株券電子化を迎えますと、株券自体は無効となりますが、上場会社が開設する特別口座において保有株式が管理され、株主様の権利は保護されます。ただし、株券電子化後、特別口座に記録されるまでの手続等に要する約 3 週間取引等ができず（特別口座への記録日は平成 21 年 1 月 26 日）、また、株式をご売却される場合は事前に証券会社にご本人様の口座を開設し、当該口座へ特別口座から振り替える必要がある等一定の制約がありますので、注意が必要です。

また、株券電子化制度移行前にお取引の証券会社を通じ、ご所有の株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託されますと、株券電子化後の株式の売却等は支障なく行うことができます。なお、平成 20 年 12 月 22 日から「ほふり」への預託ができなくなり、また、証券会社によっては別に預託期限を設定している場合がございますので、「ほふり」への預託につきましては早急にお取引の証券会社にお問い合わせください。

2. 株券電子化制度移行前の留意点

(1) 「株券」をお持ちの株主様

株券の名義をご確認ください。

株券電子化制度への一斉移行日前の預託期限までに「ほふり」に株券を預託されない場合、上場会社が当該株主様の権利を保護するために口座管理機関（株主名簿管理人）に特別口座を開設します。ただし、特別口座は一斉移行日の直前の株主名簿上に記載された株主様の名義で開設されることから株券の名義人の確認が重要となります。

ア. ご本人名義の場合

ご本人名義で特別口座が開設されます。なお、特別口座では、配当金の受領や議決権の行使といった株主様の権利は保護されますが、売買を行うためには、証券会社にご本人様の口座を開設し、当該口座へ振り替える必要があります。なお、振替請求につきましては、後記 3. をご参照ください。

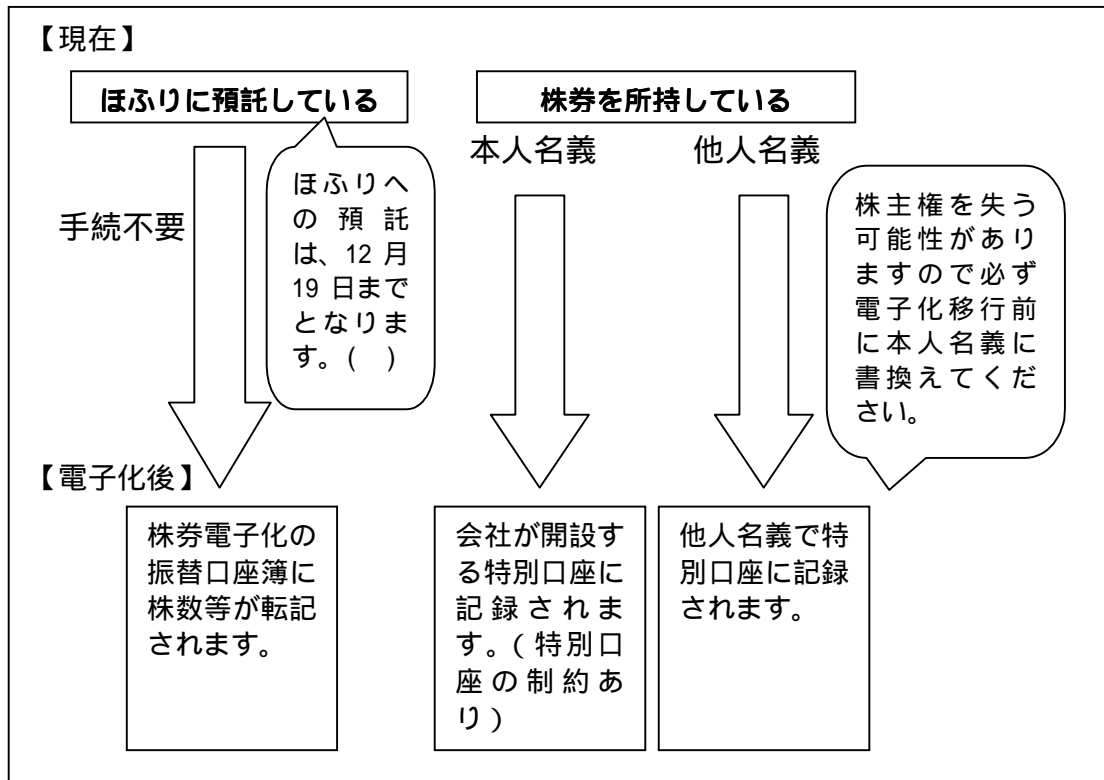
イ. 他人名義の場合

他人名義（株券の名義人）で特別口座が開設されます。この場合、株主としての権利を失う可能性がありますので、早急に株主名簿管理人でご本人名義への名義書換手続をおとりください。

なお、特別口座に記録された株主様に対しましては、特別口座に関するご案内が平成 21 年 2 月中旬頃送付される予定です。

(2) ほふりをご利用の株主様

株券電子化制度への一斉移行により、証券会社に開設している口座が自動的に株券電子化の「振替口座簿」に変わります。この場合には、従前どおりの売買が可能となります。



証券会社によっては別に預託期限を設定している場合がございます。

株券電子化移行前後の各種ご請求のお取扱いについて

平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化制度への移行に伴い、当社（東京証券代行）お取扱上場会社に係る以下の各種ご請求につきましては、次のとおりのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

1. 単元未満株式の買取請求について

【「ほふり」をご利用でない単元未満株式をご所有の株主様の場合】

(1) 平成 20 年 12 月 25 日から平成 20 年 12 月 30 日までのご請求分

買取代金のお支払いが平成 21 年 1 月 26 日となります（買取価格はご請求日の価格となります）。なお、平成 20 年 12 月 30 日までに値が付かない場合は、下記(2)の取扱いとなるため一旦ご返却させていただきますのでご承知置きください。

(2) 平成 21 年 1 月 5 日から平成 21 年 1 月 25 日までの間

特別口座開設手続期間のため（特別口座への記録日は平成 21 年 1 月 26 日）、単元未満株式の買取請求の受付を停止いたします。

買取請求をご希望の場合は、平成 21 年 1 月 26 日以降、口座管理機関である東京証券代行にお申し出ください。

【「ほふり」をご利用の単元未満株式をご所有の株主様の場合】

(1) 平成 20 年 12 月 22 日から平成 21 年 1 月 4 日まで

「ほふり」による取次が停止されますので、単元未満株式の買取請求はできません。

(2) 平成 21 年 1 月 5 日以降

証券会社に開設した口座に記録された単元未満株式の買取請求が可能となりますので、ご希望の場合にはお取引の証券会社にお申し出ください。

2 . 単元未満株式の買増請求について（買増制度を採用している会社の場合）

(1) 平成 20 年 12 月 12 日から平成 21 年 1 月 4 日までの間

「ほふり」をご利用でない単元未満株式をご所有の株主様の買増請求の受付は停止させていただきます。

なお、「ほふり」をご利用の単元未満株式をご所有の株主様の場合も平成 20 年 12 月 11 日から「ほふり」の取次が停止されますので、買増請求を行うことはできません。

(2) 平成 21 年 1 月 5 日から平成 21 年 1 月 25 日までの間

特別口座開設手続期間中のため（特別口座への記録日は平成 21 年 1 月 26 日）、買増請求の受付は停止させていただきます。

なお、証券会社に開設した口座に記録された単元未満株式に係る買増請求は平成 21 年 1 月 5 日から行うことができますので、ご希望の場合にはお取引の証券会社へお申し出ください。

(3) 平成 21 年 1 月 26 日以降

特別口座に記録された単元未満株式に係る買増請求が可能となります。ご希望の場合には口座管理機関である東京証券代行にお申し出ください。

3 . 振替請求について

株券電子化移行後、特別口座に記録された株式を一般口座へ振替請求される場合には、特別口座への記録日である平成 21 年 1 月 26 日以降、口座管理機関である東京証券代行にお申し出ください。なお、お手続きに際しましては、事前に証券会社にご本人様の口座を開設していただく必要がございます。

4. 新株予約権付社債の新株予約権行使請求

新株予約権（ほふり預託分以外）の行使請求による株券は、請求者へ交付いたしますが、預託期日との関係で、「ほふり」への預託ができないものについては特別口座へ記録されることとなります。従って、当該株式の売買に際しましては特別口座への記録日である平成 21 年 1 月 26 日以降、振替請求により証券会社に開設された口座へ振り替えていただく必要がございます。

株券電子化後のお手続きのお申出先について

株券電子化後、当社（東京証券代行）お取扱上場会社の株主様の各種お手続きのお申出先が変更となりますので、ご注意ください。

1. 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求、配当金受取方法の指定等のお申出先

(1) 「ほふり」を利用され顧客口座簿に記録された株主様：**お取引証券会社**

(2) 特別口座に記録された株主様：**特別口座が開設される東京証券代行**

特別口座に記録された株主様は銘柄ごとに届出書、請求書等にお届出印をご押印のうえ、東京証券代行へお申し出ください。取次事務は中央三井信託銀行本店および全国各支店で行っております。

なお、特別口座に関する各種お手続きのお申出ができるのは平成 21 年 1 月 26 日以降となりますので、ご注意ください。

2. 株券電子化後の未支払配当金支払のお申出先

従前どおり、東京証券代行へお申出ください。なお、取次事務は中央三井信託銀行本店および全国各支店で行っております。

その他、株券電子化制度移行後の留意点について

【株主様のご住所およびお名前のご登録について】

株主様のご住所およびお名前に「ほふり」で指定されていない漢字等が含まれている場合には、その全部または一部が「ほふり」が指定する文字に置換えるのうえ、株主名簿にご登録されます。これに伴い、株主様宛てにお送りする通知物の宛名も「ほふり」が指定した文字となりますので、ご了承ください。

以 上